

2020年3月9日

各位

会社名 バリオセキュア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 稲見 吉彦  
(コード番号: 4494 東証市場第二部)  
問合せ先 取締役社長室長 磯江 英子  
(TEL. 03-5577-2090)

売出株式数の変更並びに  
株式売出しにおけるブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2020年2月21日開催の当社取締役会において決議いたしました株式売出し等につきましては、2020年3月9日開催の当社取締役会において、最近の株式市場の動向等を勘案して売出株式数を下記のとおり変更し、未定でありましたブックビルディングの仮条件等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- |                    |  |
|--------------------|--|
| (1) 変更後の売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,455,000株 (当初2,720,400株を予定)  |
| (2) 売出人及び変更後の売出株式数 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号<br>アイ・シグマ事業支援ファンド2号投資事業有限責任組合 1,452,500株<br>東京都千代田区大手町一丁目5番1号<br>アイ・シグマBAF役職員ファンド5アイ組合 2,500株                |
| (3) 仮条件            | 1,600円から1,700円   |
| (4) 売出価格           | 売出価格は、上記仮条件における需要状況等を勘案した上で、2020年3月18日に決定するものとする。当該仮条件が今後変更される場合は、その変更について代表取締役社長に一任する。<br>また、売出価格及び引受価額の決定についても、代表取締役社長に一任する。 |

(5) 仮条件の決定理由

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 変更後の売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 218,200株 (上限)<br>(当初408,000株 (上限) を予定) |
| (2) 売出人及び変更後の売出株式数 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号<br>野村証券株式会社 218,200株 (上限)    |

### 【ご参考】

#### 1. 株式売出しの概要

- |             |   |            |
|-------------|---|------------|
| (1) 売出株式数   |   |            |
| 普通株式        | 引受人の買取引受による株式売出し                                    | 1,455,000株 |
|             | オーバーアロットメントによる株式売出し                                 | 218,200株   |
|             |   | (※)        |
| (2) 需要の申告期間 | 2020年3月11日(水曜日)から<br>2020年3月17日(火曜日)まで              |            |
| (3) 価格決定日   | 2020年3月18日(水曜日)<br>(売出価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。) |            |
| (4) 売出期間    | 2020年3月19日(木曜日)から<br>2020年3月25日(水曜日)まで              |            |
| (5) 株式受渡期日  | 2020年3月30日(月曜日)                                     |            |

(※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる株式売出しのために、野村証券株式会社が当社株主であるアイ・シグマ事業支援ファンド2号投資事業有限責任組合及びアイ・シグマBAF役職員ファンド5アイ組合(以下、「貸株人」と総称する。)から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、218,200株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2020年4月24日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、2020年3月30日から2020年4月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。